長岡市運送事業者応援給付金 申請要領

エネルギー価格の高騰により、経営に大きな影響を受けている市内の一般貨物自動車運送事業者に対して、営業継続に向けた給付金を支給します。

◆支給額

- 1台(車両区分が事業用のもの)あたり2万5千円(上限50万円)
- ※対象車両は、令和6年1月1日時点において、長岡市内の営業所等で使用 している営業車両(被けん引車を除く)です。
- ※1事業者あたり、1回限りの申請となります。

◆受付期間

令和6年2月16日(金)2月26日(月)まで ※当日消印有効 ※予算上限に達し次第終了します。

◆申請方法:郵送

宛先: 〒940-0071 長岡市表町1丁目11番地1 長岡フロントビル6階 長岡市運送事業者応援給付金相談窓口(株式会社日本旅行長岡支店内)行

◆申請書類の入手方法

長岡市ホームページからダウンロードしてください。



長岡市HP▶

◆問合せ

長岡市運送事業者応援給付金相談窓口(株式会社日本旅行長岡支店内) IELO258-88-0102 ※平日午前9時30分から午後5時まで 受付期間:令和6年1月15日(月)から2月16日(金)2月26日(月)まで

※本事業の申請書類の受付・審査は、(一社)日本旅行業協会に委託して実施 しています。

長岡市 商工部 産業支援課

◆交付対象事業者

次の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

- 1 長岡市内に本社、支社、営業所等を有する個人又は法人であること。
- 2 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号) 第2条第2項に規定する、一般貨物自動車 運送事業(タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業、霊柩事業をの ぞく)を営む個人又は法人であること。
- 3 申請日時点で事業を営んでおり、引き続き事業継続の意思があること。
- 4 ながおか働き方プラス応援プロジェクトへ賛同し、同プロジェクトに応募していること、または応募の意思があること。
- 5 長岡市暴力団排除条例(平成24年長岡市条例第50号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等と関係を有する者でないこと。
- 6 市税等に滞納がないこと。

◆給付額

1台(車両区分が事業用のもの) × 2万5千円(上限50万円)

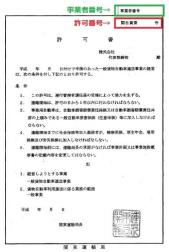
※対象車両は、令和6年1月1日時点において、長岡市内の営業所等で使用している営業車両(用途が「貨物」で事業用のもの、ただし被けん引自動車を除きます)です。

◆申請書類

No.1 申請書兼誓約書(指定様式)

- ~申請書添付資料① 一般貨物自動車運送事業を営んでいることが確認できるもの~
 - ⇒次のうちいずれか一点
 - •「一般貨物自動車運送事業報告書」の 1 枚目(新潟 運輸支局またはトラック協会の受付印のあるもの)
 - 運輸局からの「一般貨物自動車運送事業許可書」
 - 「更新許可書」の写し等

[一般貨物自動車運送事業許可証]



~申請書添付資料② 営業車両の台数が確認できるもの~

- ⇒国土交通省北陸地方整備局新潟運輸支局に登録されている長岡市内の営業所等にある営業車両の台数(令和6年1月1日時点)がわかる書類
 - (1) 一般貨物自動車運送事業の「事業計画変更届出書」 (新潟運輸支局の受付印のあるもの)
 - (2) 対象車両の「自動車検査証」の写し
 - ※電子化された自動車検査証をお持ちの場合:有効期間満了日の記載がある「自動車検査証記録事項」の写しを添付してください(電子車検証の写しは不要です)。

[事業計画変更届出書]

annual testado ano así	-		100-0	60		-
四国運輸局長 依島運輸支局長	敗	申請年月日 事業者番号	Fig.	141	Я	В
切め運輸又明費 フ リ ガ ナ	规	争来有雷亏	No.	_		
申請者名				-		
代表者名		連絡担当者		\rightarrow	En	
彩 便 香 号		電話番号		\neg		
申請者住所		-C 10 10 17		\neg		
	変更又は	届出内容 (項目)			
D主たる事務所 ②営業R	F ③休憩・睡眠地	銀 ④自動車車	AK SWEE	建本国数	⑥事業用	ΔM
車の種別ごとの数 ⑦事集	腹廃止 ⑧事業休止	⑨役員変更	団氏名・4	称又は自	所 印建	輪門
始 化磷羧磷受益丁 图4	计供终了 国事業件	k止再開 (B資物	自動車利用	理道を行	うかどう:	かの
別 総貨物自動車利用運送	Sに係る営業所 @	章務の範囲 8	保管施設の	類要 但	利用する	事業
者の概要						
変更項目	(新)			(H)		
		_				_
		_				
	6-70 H (1)					
	生年月10)					
(変更理由又は居出事由発						_
(変更理由又は居出事由発						
	Control of the control of the	会決に並べく程	lin#lan	20 h 1 de		
(変更理由又は居出事由発 注) 本様式による届出は、	貨物自動車運送事	業法に基づく届:	Hの場合の	みとしま	ţ.	
注) 本様式による届出は、		業法に基づく届: 都計法明会		みとしま	† .	
注) 本様式による届出は、 (官庁使用欄) 受付N			有・無			
注) 本様式による届出は、 (官庁使用欄) 受付N	is. ()	都計法際会	有・無			
注) 本様式による届出は、 (官庁使用欄) 受付N	is. ()	都計法際会	有・無	El (No.		
注) 本様式による届出は、 (官庁使用欄) 受付N	is. ()	都計法形会 平成 年	有·無 月	日(No.		
注) 本様式による届出は、 (官庁使用欄) 受付N	is. ()	都計法形会 平成 年	有・無 月 平成	日 (No. 年 年		

~申請書添付資料③ 事業を継続して営んでいることが確認できるもの~

〇法人の場合

- (1) 直近の「法人税の確定申告書別表一 ※」の控えの写し ※原則、税務署の受付印、又は電子申告完了 済等の受信通知のあるもの。
- (2) 「法人事業概況説明書(両面)」の控えの写し
- (3) 令和5年10月から12月までの月末締合計残高 試算表等

〇個人事業主の場合

<青色申告の事業者>

- (1) 直近の「所得税の確定申告書第一表※」の控えの写し ※原則、税務署の受付印、又は電子申告完了 済等の受信通知のあるもの。
- (2)「所得税青色申告決算書」(1ページと2ページ) の控えの写し
- (3) 令和5年10月から12月までの月末締売上帳簿等

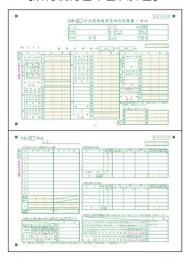
<白色申告の事業者>

- (1) 直近の「所得税の確定申告書第一表※」の控えの写し ※原則、税務署の受付印、又は電子申告完了 済等の受信通知のあるもの。
- (2)「収支内訳書」(1ページと2ページ)の控えの写し
- (3) 令和5年10月から12月までの月末締合計残高 試算表等

[所得税の確定申告書第一表]



[所得税青色申告決算書]



〜申請書兼誓約書中、ながおか働き方プラス応援プロジェクトに 関する事項について〜

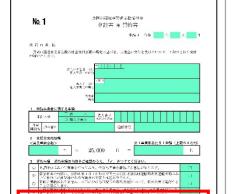
⇒本給付金では、「ながおか働き方プラス応援プロジェクトへ賛同し、同プロジェクトに 応募していること、または応募の意思があること」を交付対象事業者の条件の一つと しております。申請書兼誓約書のチェック欄に、漏れなく記載をお願いいたします。

Oすでに賛同企業として登録いただいている場合

⇒誓約事項⑤「(1) ながおか働き方プラス応援 プロジェクトの賛同企業として、登録済みです。」 の欄にチェックをつけてください。

○本給付金の申請後に、賛同企業として申請をする場合

⇒誓約事項⑤「(2) ながおか働き方プラス応援 プロジェクトの賛同企業として、応募申請を行い ます。」の欄にチェックをつけてください。



[本補助金の申請書兼誓約書]

※ながおか働き方プラス応援プロジェクト賛同企業の応募について

- <応募期間>
 - 令和6年1月15日(月)~3月15日(金)
 - ※期間内に提出することが困難な場合は、長岡市産業立地・人材課へご連絡 ください。
- 〈申請書類・手続きの流れ等〉 「ながおか働き方プラス応援プロジェクトに賛同企業募集!」のチラシを ご確認ください。
- <提出先> 下記アドレス宛に、メールでご提出ください。 koyou@city.nagaoka.lg.jp
- <お問い合わせ先>
- (1) 令和6年1月15日(月) ~2月16日(金) 2月26日(月) 長岡市運送事業者応援給付金相談窓口(株式会社日本旅行長岡支店内) TEL 0258-88-0102(平日午前9時30分から午後5時まで)
- (2) 令和6年<mark>2月27日(火)以降</mark> 長岡市産業立地・人材課 TFL 0258-39-2228(平日午前8時30分から午後5時15分まで)

No.2 請求書 (指定様式)

- ※請求書に記載する「所在地、住所」、「法人名、屋号」、「代表者の役職、氏名」 は、申請書と一致させてください。
- ※振込口座は、申請者名義のものとしてください。

- ~請求書添付資料① 給付金の振込先がわかるもの~

- ⇒給付金の振込先の金融機関、支店及び口座、口座名義人を確認することができる通帳 (通帳を開いた1~2ページ目)等の写し。
- ※申請者と口座名義人は同一としてください。
- ※当座預金等で通帳の提出が困難な場合は、振込先の金融機関・支店・口座番号・口座 名義人が分かる書類で代用できます。

~請求書添付資料② 申請者本人が確認できるもの(個人事業主のみ)~

⇒運転免許証、パスポート、保険証等のいずれかの写し。

支援金の不正受給は犯罪です!

- ・支援金支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、支援金の全額と、不正受給日から返還日まで、年10.95%の割合で算定した追加加算金を請求します。
- ・支給審査において、必要に応じて対象事業所の実地検査を求めることがあります。
- ・以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。
 - ✔既に廃業しているにもかかわらず、営業実態があるように見せかける。
 - ✓対象事業者(店舗)でないにもかかわらず、対象事業者(店舗)を装い申請する。

◆申請期限

令和6年2月16日(金)2月26日(月)まで (当日消印有効)

※予算上限に達し次第終了します。

- ・ ながおか働き方プラス応援プロジェクトの応募については、「ながおか働き方プラス応援 プロジェクトに賛同企業募集!」のチラシをご確認ください。
- ・本給付金の申請時点で、ながおか働き方プラス応援プロジェクトの応募が完了していない 事業者は、令和6年3月15日(金)までに、応募書類を提出してください。

◆申請方法

下記宛先に<u>郵送</u>してください。

宛先: 〒940-0071 長岡市表町1丁目11番地1長岡フロントビル6階 長岡市運送事業者応援給付金相談窓口(株式会社日本旅行長岡支店内)行 ※1事業者あたり、1回限りの申請となります。

◆お問い合わせ

長岡市運送事業者応援給付金相談窓口(株式会社日本旅行長岡支店内)

TEL 0258-88-0102

期間: 令和6年1月15日(月) から2月16日(金)2月26日(月) まで

- ※平日午前9時30分から午後5時までの対応となります。
- ※メールやファックス等でのお問い合わせはご遠慮ください。
- ※当支援金に係る取扱いは、「長岡市補助金等交付規則」及び「長岡市運送事業者応援給付金 交付要綱」に定めるほかは、本要領によりますので、ご留意ください。
- ※本事業の申請書類の受付・審査は、(一社)日本旅行業協会に委託して実施しています。

◆申請から給付金交付までの流れ

(申請者)
(市)
(申請者)
(市)
(申請書の提出
②申請書の審査

<u>郵送</u>により申請書類を
提出してください。

申請書の受付後、市で書類の 審査を行います。必要に応じ て申請書類の記載内容等に ついて申請者へ確認します。 また、追加で必要書類の提出 を求める場合があります。

④支援金の振込み

指定の口座に給付金を



③支給決定

振り込みます。 給付金は交付決定通知 書兼確定通知書を送付 後、2 週間程度で振り 込む予定です。 書類の審査後、市から 給付金の交付決定通 知を送付します。

※ながおか働き方プラス応援プロジェクトの応募手続は、本給付金の申請後も可能です。 詳しくは、「ながおか働き方プラス応円プロジェクトに賛同企業募集!」のチラシを ご確認ください。